

創業したいけど、何から始めたらいいかわからない方に...

ゼロから始める！創業準備セミナー

～今から踏み出そう！創業への第一歩！！～

創業前に知っておくべき基礎知識を1日で分かりやすく解説！！
将来創業をお考えの方や創業準備中、創業間近の方など
奮ってご参加ください

毎年とても好評の
セミナーです！

《セミナーを受講された方の声》

- ◎創業に向けて必要なことなどを具体的に聞いてよかった。
- ◎講師の講義は非常に分かり易かった。
- ◎たくさんの情報をコンパクトにまとめて教えてもらった。
- ◎頭の中が整理できた。 などなど

日時 平成 **30** 年 **3** 月 **10** 日 (土) 午前10時～午後5時
(正午～午後1時まで休憩)

会場 **堺商工会議所 2階大会議室** (無料駐車場完備)
地下鉄御堂筋線「なかもず」駅、2番出口から徒歩5分
南海高野線「中百舌鳥」駅、北出口から徒歩5分

講師 中小企業診断士・行政書士
安田 勝也 氏

定員 **60名** (先着順)

受講料 **1,080 円** (税込・テキスト代込)

3月2日(金)までにご持参又は指定口座へお振込ください。

・紀陽銀行堺支店 普通口座176240
・三菱東京UFJ銀行堺支店 普通口座0071217

堺商工会議所 専務理事 野口 徹

※お振込の際に、「K07」をお振込名義の前にお付けください。
『K07』+『事業所名』(例:K07サカイナカモズショウテン)

※振込手数料はご負担ください。

3月2日(金)以降の

多数のお申込みをいただき、現在、
『キャンセル待ち』となっております。
ご受講いただける状況になれば、ご連絡させて
いただきますので、まずは、お申込みください。

申込方法

- ①お電話でのお申し込み
- ②裏面の受講申込書に必要事項を記入し、
FAX・郵送でお申し込み
- ③メールフォームからのお申し込み
(<http://www.sakaicci.or.jp/>)

【カリキュラム】

- ①創業の心構え
⇒創業を考える
⇒創業パターンの分類
- ②創業のアイデア創出
⇒好きなことを事業に変える
⇒アイデアを磨く
- ③創業計画書の作成
⇒事業コンセプトや売る仕組みを考える
⇒収支計画と資金計画
- ④各種創業支援施策の活用
⇒(株)日本政策金融公庫・制度融資について
⇒創業支援制度について
- ⑤開業の手続き
⇒開業届の提出方法
⇒許認可の申請・更新手続き
- ⑥インターネットでの販路開拓
⇒インスタグラムなどSNSの有効活用



お申込先

堺商工会議所 経営支援課
〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23
TEL 072-258-5503 FAX 072-258-5580

お申込みいただければ、今夏開
催予定の「創業ゼミ」のご案内
を、郵送させていただきます。

主催

堺商工会議所 協力

大阪府内創業支援機関ネットワーク会議

ゼロから始める！創業準備セミナー(3月10日)

受講申込書

| | | | |
|-------------|--|---------------------------------------|--|
| 氏名 | フリガナ | | |
| | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| TEL | | FAX | |
| E-mail | | | |
| 受講料 支払方法 | 3月2日(金)までに | | |
| | <input type="checkbox"/> 当所まで持参する。 | <input type="checkbox"/> 下記銀行口座へ振込する。 | |
| 指定口座 | 紀陽銀行堺支店 普通口座 176240 三菱東京UFJ銀行堺支店 普通口座 0071217 | | |
| | 堺商工会議所 専務理事 野口 徹 <small>ケイゼロナナ</small> ※お振込の際に「K07」をお振込名義の前にお付けください。 『K07』 + 『事業所名』 (例：K07サカイナカモズショウテン) ※ 振込手数料は負担いたしかねます。 ※ 3月2日(金)以降の受講料返金については、応じかねます。 | | |

現在、『キャンセル待ち』となっております。
ご受講いただける状況になれば、ご入金のお願いを
電話などでさせていただきますので、ご入金について
は、しばらくお待ちください。

※申込書にご記入いただきました情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用し、当該事業の目的以外には一切使用いたしません。

※堺市創業支援事業計画(特定創業支援事業)

本セミナーは、堺市の創業支援事業に位置づけられた特定創業支援事業にあたります。

堺市の創業支援事業計画に位置づけられた特定創業支援事業を受けた創業者は、以下の特典を受けることができます。

- 株式会社等の設立時の登記に関わる登録免許税が半額
- 創業者向け信用保証の特例
- 日本政策金融公庫の新創業融資制度の優遇措置
- 中高齢者を雇い入れた場合の費用助成